

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る 地域公共交通計画の認定について

1. 令和6年度計画の認定について

令和5年6月21日に協議させていただいた、令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)に係る地域公共交通計画について、別紙のとおり国土交通省関東運輸局長から認定されましたのでご報告いたします。

(参考)

当補助金は、現在富来田地区で実施されている自家用有償旅客運送の本格運行後の運行分を対象とするものです。

認定の通知に記載の各年度は、以下を表します。

○令和6年度 令和5年10月～令和6年9月

2. 令和5年度補助金の申請について

各補助対象年度の事業完了後、認定された計画に係る運行の補助金申請となります。

令和5年11月14日付けで、令和5年度分の運行実績に基づき補助金の交付申請を行いました。

その後、国からの交付決定後、当協議会へ交付され次第、運行事業者(富来田地区まちづくり協議会)に交付します。

○令和5年度 令和4年10月～令和5年9月

(交付申請等の状況およびスケジュール)

令和5年度 計画認定通知	令和4年9月29日
交付申請額	279,000円
交付額確定	令和6年3月
交付時期	令和6年4月頃

関交企第85号
令和5年9月28日

木更津市地域公共交通活性化協議会
会長 轟 朝幸 殿

関東運輸局長 勝山 潔
(公印省略)

令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画の認定について

令和5年6月21日付け木交協第5号で認定申請のあった「令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条の規定を準用する第18条及び第22条、附則第2条により、令和5年9月26日付け国総地第83号をもって、国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定したので、通知する。